

中央新幹線成島保守基地ほか新設工事における環境保全(提出日:R5.3.27)に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日:R5.3.30)	事業者の対応方針	再要請の意図(再回答の視点)	よりの確かつ具体的な回答を求めた再要請(R6.3.29)に対する事業者回答
1	最終的な変更後の地形や建築物の構造・配置等が示されていないことから、本造成工事の必要性・妥当性が確認できず、今後の工事や施設供用時を見据えた十分な環境保全への配慮がされているか判断できない。 環境影響について、できる限りの回避・最小化等が行われているか判断できるよう、具体的な全体計画及び当該計画を踏まえた環境保全措置を工事前に示すこと。	「中央新幹線成島保守基地ほか新設工事における環境保全について」第1章本書の概要(p1)に記載の通り、成島保守基地ほか新設工事の予定地全体を変更する際は、全体の工事計画を示した上で、工事着手前に本書を更新します。	全体計画について「全体を変更する際に示す」との回答ですが、環境影響評価では工事着工前に全体を示して影響予測等を行っていただく必要があります。 全体が示されなければ、2mもの大量の盛土について、必要があるのか、最も環境に配慮された計画(盛土等)になっているかなどについて、確認が出来ず、住民の安心も得られません。 全体計画を示していただくか、示せないのであれば示せないことについて納得の出来る回答をお願いします。	成島保守基地について、環境影響評価書では敷地面積を約3ha、建屋の最大高さを約15mとして、日照障害などの環境要素に対する予測評価を行っています。現時点の計画においては敷地面積を約4ha、約3mの高さで造成した盛土の上に建屋を設けることを想定しています。なお盛土高さは、現地のハザードマップ浸水高さ等を踏まえ計画しています。 本工事における造成工事を含む工事施工ヤード範囲は、成島保守基地予定地の中で今後予定する埋蔵文化財調査の対象範囲を除いた箇所に計画しました。その造成工事範囲内に中央新幹線笛吹川・濁川橋りょう他新設工事などで生じた発生土の一部を盛土材(約1万m ³)として搬入し、高さ約2mの盛土を造成するものです。 成島保守基地新設工事の全体工事計画(本件工事箇所以外の造成工事、および設備工事等に係る工事計画)については、工事契約締結後に決定する詳細な施工計画を踏まえて、具体的な環境保全措置を決定し、環境保全計画として策定・公表します。
2	本造成工事完了後の工事計画が不透明で、神明川における希少種等への影響が懸念されるため、当該工事完了後も工事施工ヤードからの排水を適切に管理すること。	全体の工事計画については、No1で記載した通り、成島保守基地ほか新設工事の予定地全体を変更する際は、全体の工事計画を示した上で、工事着手前に本書を更新します。 造成工事の状況に合わせて、仮設沈砂池を設置し、沈砂を行い、濁りを低減させた上で排水する計画としております。本工事完了後も仮囲いを設置している期間を工事中として、年1回低水期に、排水先である神明川にて水質(浮遊物質量、水素イオン濃度、水温、自然由来の重金属等)のモニタリング調査を実施し、工事の影響を確認します。	神明川については、有識者より具体的に希少種(黒塗りの部分)貴社が確認していない藻類)への影響の懸念が示されているため、その懸念が払拭されるようなモニタリング等排水管理を行っていただきたいと考えています。 当該懸念が払拭されるような排水管理が行われることがわかる保全計画書に未記載の事項(または、保全計画書の見直し)があるなら、その説明をお願いします。 もしくは、調査頻度は年1回だと不十分と考えますが、それでも良いとする意図をお示ください。	工事施工ヤードから神明川へ放流する工事排水については、まず排水時を基本に浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH)、水温の測定を実施し、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準(第3章、3-4-2「水環境(水質)」に排水基準を記載)に準拠して管理する計画としており、基準値以下であることを確認したうえで放流しています。加えて、弊社の自主的な取り組み(モニタリング)として、河川における水質調査を実施しています。調査頻度については、「第4章 4-1モニタリング実施計画」に記載した通り、放流先の河川の下流側において、工事前1回、工事中の低水期に年1回の頻度で実施する計画としています。なお前回答時にも記載しましたが、本工事における盛土造成工事完了後も、現場に仮囲いを設置している期間も工事中の扱いとして低水期の年1回の水質調査を継続して実施します。 以上により、適切な排水管理を確実に実施してまいります。
3	温室効果ガスの環境保全措置として、環境影響評価書では工事の実施に際して低炭素型建設機械を採用することとしているが、保全計画書では実施困難の旨記載されているため、代替措置の実施を含め再検討すること。	環境影響評価書では温室効果ガスへの環境保全措置の一つとして、「低炭素型建設機械の採用」を挙げております。 本工事では、低炭素型建設機械の採用を目指していましたが、低炭素型建設機械の流通台数が少ないことから、現時点においては採用することができない状況であります。 低炭素型建設機械の採用ができるまでは、代替として国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を採用することで、温室効果ガスを低減する計画としています。 今後、低炭素型建設機械の流通が広がり採用できる環境となりましたら、積極的に採用してまいりますので、環境保全計画書にはその旨を記載しております。	環境影響評価書で行うとしていた環境保全措置(以下「本来措置」という。)が行えない場合は、代替措置を実施していただく必要がありますが、行う代替措置の内容(保全計画書P.19記載済の内容)だけでなく、その代替措置が本来措置と同等の効果があるかを示していただくかなければ、適切な(十分な)代替措置であるか判断ができないので、代替措置の効果の効果を詳細な検討内容を示してください。 なお、保全計画書記載の代替措置で本来措置と同等の効果を得られない場合は、同等の効果を得られるよう、追加の保全措置を検討し、あわせて御回答ください。 要請は法令に基づき対応を求めているものではありませんが、本県では環境保全措置の把握及び再検討を中間報告書又は完了報告書で求めていますので御対応をお願いします。	本件ご指摘については継続的に頂いているところではありますが、引き続き山梨県を含め全国的に低炭素型建設機械の流通台数は極めて少ない状況であり、採用が大変難しい状況であります。そのため、代替として国土交通省の建設機械の燃費基準を参考に、認定された建設機械やその基準に近い燃費性能を持つ建設機械を評価書時に計画した採用率以上使用することで、温室効果ガスを同程度低減する計画としています。今後、低炭素型建設機械の流通台数が増えれば、積極的に採用することで、更なるCO2排出量の低減を目指していくことで計画していますので、環境保全措置としては引き続き採用していきます。 なお建設機械稼働におけるCO2排出量の低減対策のうち、①低炭素型建設機械②低炭素型建設機械について、以下【評価書】と【現状】との比較をお示しします。 【評価書】 採用する建設機械：バックホウ、ホイールローダー、ブルドーザ ・①については、採用率を使用台数の50%とし、建設機械のCO2排出量は従来型の約10%減 ・②については、採用率を使用台数の10%とし、建設機械のCO2排出量は従来型の約20%減 【現状】 採用する建設機械：バックホウ、ホイールローダー、ブルドーザ ・②の採用率を0%とした際、同等のCO2排出量を削減するには、①の採用率を70%以上とする必要があります。 ・成島保守基地の建設機械については、国土交通省の定める燃費基準を参考に、認定された建設機械(①)を優先的に採用しており、①の採用率は70%を超過しています。 次回の中間報告書には、工事箇所毎に中間報告書対象期間(令和3年度～令和5年度)の低炭素型建設機械及び低炭素型建設機械の採用率について記載し、必要に応じて追加の保全措置及び検討内容について記載します。 (成島保守基地の各建設機械の採用率) 低炭素型建設機械の採用率：約100% 低炭素型建設機械の採用率：0%

※黒塗り部分は、動植物の希少種に係る部分のため非公開